

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく 方針および計画の策定について

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「新過疎法」という。）の 制定による主な変更内容

- ・法の目的を、「過疎地域の自立促進」から「過疎地域の持続的発展」に見直し
- ・過疎地域の要件の見直し
 - ▶長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年→昭和50年）
 - ▶平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
- ・国税および地方税の減収補てん措置における対象事業の追加等

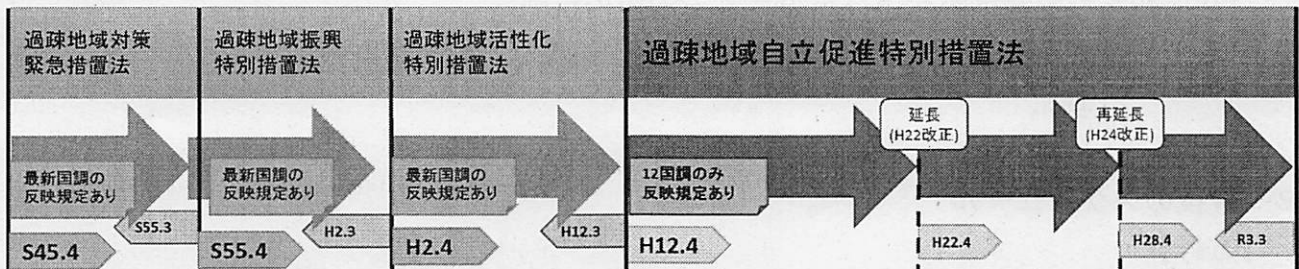
2 新過疎法に基づく本県の過疎地域

長浜市（旧虎姫町※、旧木之本町※、旧余呉町、旧西浅井町※）

高島市（旧朽木村）

※新たに過疎地域の要件を満たす地域

3 これまでの過疎対策の経緯



4 新過疎法の方向性

社会情勢の変化（①人口減少・少子高齢化の加速、②東京一極集中の加速、③過疎地域の可能性を広げる新たな潮流）とポストコロナ社会を見据え、過疎地域の持続的発展を目指す。令和3年3月に国会に法案が提出され、同年3月26日に法案成立。令和3年3月31日に公布され、同年4月1日付けで施行されている。

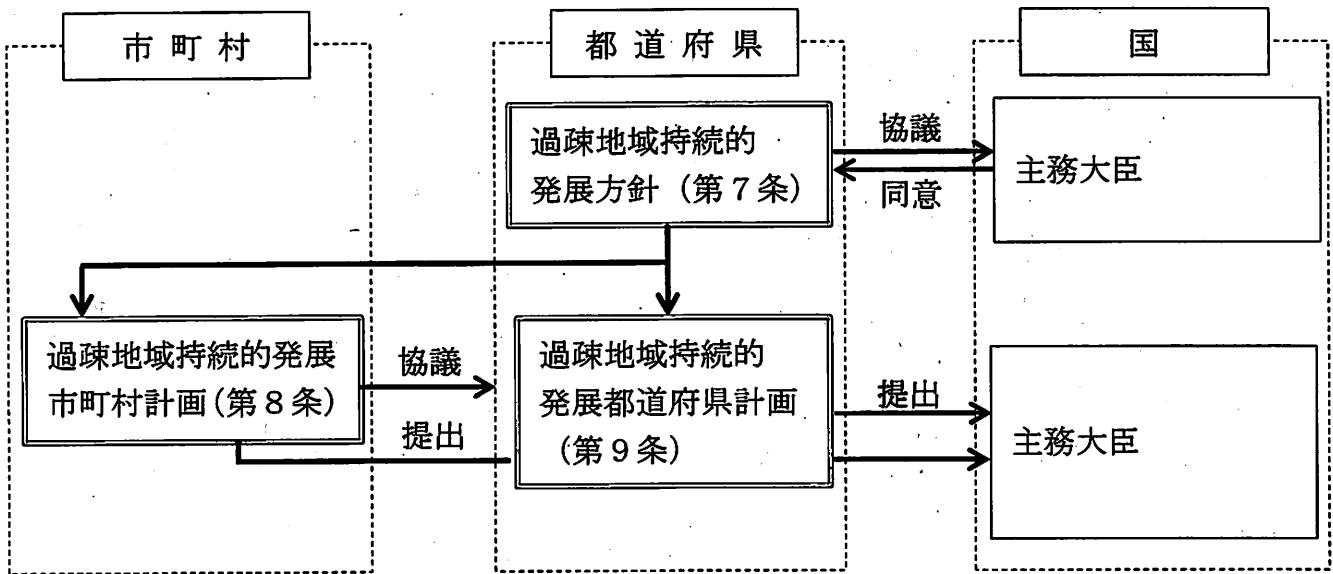
5 本県の現状および今後の取組

過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）に基づき、本県ではこれまでから過疎地域自立促進方針および計画を定め、必要な施策に取り組んできたところ。

同法が令和3年3月末をもって期限を迎え、上記のとおり、新過疎法が令和3年4月1日より施行されている。

法施行を受けて、令和3年度には、本県も新過疎法に基づく過疎地域持続的発展方針（以下、「方針」という。）および過疎地域持続的発展都道府県計画（以下、「計画」という。）を策定する必要がある。

6 新過疎法における方針・計画の位置づけ



7 方針策定にあたっての基本的な考え方

(1) 新たな地域要件の反映

- ・長浜市の旧虎姫町、旧木之本町、旧西浅井町の区域を追加

(2) 新たな記載内容および重視される内容の反映

- ・基本的な方向として、「人材の育成・確保」、「情報通信技術の活用」に係る記載を追加

8 今後のスケジュール

【方針】

5月下旬 方針（原案）作成

7月 総務・企画・公室常任委員会での方針（原案）説明

8月上旬 国への協議

9月中旬 方針策定

【計画】

9月中旬 計画（原案）作成

10月 総務・企画・公室常任委員会での計画（原案）説明

10月中旬 計画策定

※方針および計画の策定にあたっては、対象となる長浜市および高島市と随時十分な調整を図る。